

文京ダイバーシティ・ユネスコ協会会則

第1章 総 則

第1条（名称）本会は「文京ダイバーシティ・ユネスコ協会」と称する。

第2条（事務所）本会の事務所を東京都文京区千石3丁目3番3号千石明穂ハイツ102B（株式会社わでか内）におく。

第3条（目的）本会は、UNESCO憲章の大切な精神である、真の平和と人間の尊厳のため、この地域に関わる多様で多世代の人々が、互いを知り、尊重し合いながら関わり合う場をつくることを目的とする。

第4条（活動方針と事業）本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- ① UNESCO精神の理解と普及をはかるための事業
- ② 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟推進事業への協力・協働
- ③ 青少年育成および学校（ユネスコスクール）への参加促進・協力・協働
- ④ 文京区および関係団体との連携
- ⑤ 地域の教育機関との連携
- ⑥ 地域文化を理解するための事業
- ⑦ 国際社会の理解と国際交流をはかるための事業
- ⑧ 平和の文化創造事業
- ⑨ 隣接ユネスコ協会および関係諸団体との提携、協力
- ⑩ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

第5条（会員）

1. 本会の目的に賛同し、その事業に積極的に参加し、所定の会費を負担するものをもって会員とする。
2. 会員たる資格は、人種・国籍・性別・信条・その他いかなる政治的・経済的・社会的差異によっても奪われることはない。
3. 会員の種別は次のとおりとする。
 - (a) 個人会員 ①一般会員 ②子ども・青年会員（25歳までの学生）
 - (b) 家族会員（同居の親族とする）
 - (c) 団体会員

第6条（会費）

1. 会員は会費を負担する義務を負う。
2. 会費は、次の金額を一口（年額）とし、一口以上を納入する。
一般会員：4千円、子ども・青年会員：1千円、家族会員：6千円、団体会員：1万円
3. 会費の口数に関わらず、第14条に定める会議における議決権は、前項の各会員種別ごとに1とする。
4. 会員は会費を毎年6月末日までに納入しなければならない。

5. 既納の会費は理由のいかんを問わず返還しない。
6. 年度の途中で新たに入会した会員の会費は、次のとおりとする。
 - (1) 前期（4月～9月）に入会した会員：年額の全額
 - (2) 後期（10月～翌年3月）に入会した会員：年額の半額
7. 本会は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の「会費規程」を遵守する。

第7条（入会・退会） 本会への入会及び退会は理事会の承認を必要とする。

第3章 役員および事務局

第8条（役員）

1. 本会に次の役員をおき、会長および事務局長を代表理事とする。
 - (a) 会長：1名
 - (b) 副会長：2名
 - (c) 事務局長：1名
 - (d) 理事（子ども・青年理事含む）：若干名
 - (e) 監事：1名以上
2. 前項（d）の構成は次の通りとする。
子ども理事：15歳（中学生）まで、青年理事：15歳～25歳、理事：左記以外
3. 必要な場合には、前項に記された役員以外に次の役員をおくことができる。
顧問：若干名

第9条（役員の選出）

1. 理事および監事は総会において会員の中から選出される。
2. 会長・副会長・事務局長は理事の互選で選出する。
3. 顧問は、理事会の推薦を得て、会長が委嘱する。

第10条（役員の任務）

1. 会長は本会を統理し、代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に会務不能の事由があるときは、その職務を代行する。
3. 理事は理事会を組織し、本会の運営、資金の管理等につき責任を負う。ただし、子ども・青年理事はこの限りではない。
4. 監事は本会の会計に関し、監査の任務をもつ。

第11条（役員の任期） 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第12条（事務局）

1. 本会に事務局を設け、事務担当者をおくことができる。
2. 事務担当者は理事会の承認を得て、事務局長が任免する。
3. 事務局に関する規定は理事会において別に定める。

第13条（除名・資格喪失）

1. 退会したとき。退会する場合は、退会届を会長に提出するものとする。

2. 当法人の名誉を棄損した会員、本会則および他の規則に違反した会員、その他除名すべき正当な事由がある会員は、総会の特別決議によって除名することができる。
3. 前項の場合のほか、会員は、つぎの各号に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (a) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - (b) 1年以上会費を納めなかったとき。

第4章 会 議

第14条（会議）

1. 本会の会議は総会、理事会、青年・子ども理事会とし、いずれも会長が招集する。総会、理事会の議長には会長があたり、会長が任にあたることができない場合には事務局長があたる。青年・子ども理事会の議長は出席者から選出する。
2. 総会は全会員、理事会は役員、青年・子ども理事会は青年・子ども理事をもって構成する。
3. 総会、理事会は、委任状を含め定数の3分の1以上の出席をえて成立する。
4. 総会、理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
5. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を記載した書面・メール・SNS等の方法で、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
6. 会議には、あらかじめ会長の承認を得てオブザーバーの参加を認める。

第15条（総会） 定時総会は年1回、4月から6月の期間に開催し、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画、事業報告の承認
- (2) 予算および決算の承認
- (3) 役員の選出、解任
- (4) 会則の変更
- (5) その他必要な事項

第16条（臨時総会） 前条で定められた総会以外に、次の場合には臨時総会を開くことができる。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 理事会において開催の決議がなされた場合
- (3) 会員の3分の1以上から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の要望があった場合
この場合、会長は要望が文書で提出されてから20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第17条（理事会） 定例理事会は年2回以上開催し、次の事項を審議する。

- (1) 業務執行に関する事項
- (2) 補欠役員の選出
- (3) 入会者、退会者の承認
- (4) その他必要な事項

第18条（青年・子ども理事会） 定例青年・子ども理事会は年2回以上開催し、次の事項を審議する。

- (1) 活動内容に関する事項

(2) その他必要な事項

第5章 部会・専門委員会

第19条（部会）

1. 事業活動上必要な場合は、学校支援部会、青年部等の部会を設けることができる。
2. 前項に関する細目は別に定める。

第20条（専門委員会）

1. 会長は、理事会の議を経て、各種の専門委員会を設けることができる。
2. 専門委員会は専門領域の事業について、企画・運営・実施にあたる。
3. 専門委員会の委員は、会員の中から、会長が理事会の承認を経て委嘱する。

第6章 会 計

第21条（経費） 本会の経費は、会費、補助金、助成金、寄付金、事業収入による。

第22条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 雑 則

第23条（会則の変更） 本会則の変更は、会長または会員の10分の1以上の発議により、総会において出席者の過半数の賛成を得て成立する。

第24条（日本ユネスコ協会連盟および関係団体への加盟） 本会は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟および東京都ユネスコ連絡協議会に 構成団体会員として加盟する。

第25条（加盟後の義務） 本会は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟が定める以下の事柄を遵守する。

- (1) 日本ユネスコ協会連盟および東京都ユネスコ連絡協議会への会費の納入。
- (2) 日本ユネスコ協会連盟への現在状況報告書の提出（加入退会変更届含）

第26条（宗教・政治活動の禁止） 本会は特定の宗教および政治活動は一切行わない。

付 則

1. 本会則は、日本ユネスコ協会連盟加盟の日である2024年（令和6年）5月18日より施行する。
2. 2026年5月31日一部改訂